

# 聚楽保育所の移管を希望される法人の方へ

## ～ 京都市聚楽保育所保護者会からのお願い ～

聚楽保育所は、丸太町通りに近いですが、陽当たりもよく、街中にある保育所としては珍しく広い園庭を持った保育所です。

地域の方からも大切にされ、40年近く、京都の市営保育所として子どもたちと保護者にとって重要な場所であり続けてきました。

ここを巣立って行った子どもたち、ここを大切に思い、過ごしてきたすべての保護者たちのために、移管されたのちの運営についてお願いがあります。

私たちの願いを踏まえて、移管先法人として応募し、審査を受けてください。

聚楽保育所にはたくさんの子どもたちが通ってきました。

普通の子、ちょっと事情がある子、障害のある子・・・。

聚楽保育所は、どんな子どもも温かく迎え入れてくれました。

私たちはそんな聚楽保育所とても大切に思っています。

今回、京都市による「市営保育所の民間への移管」の取り組みの中で、大切な聚楽保育所が民間へ移管されることになりました。

この話が出たとき、私たち保護者は大いに驚き、また動搖しました。先が見えない不安、安心して預けられた「場所」がなくなる・・・そんな思いがたくさん頭の中を巡りました。

当初、私たち保護者は民間への移管に「反対」の立場をとりました。現在でも、基本的には「反対」です。

しかし、反対を続けるのも非常に大きな労力が必要です。

仕事をし、子どもを育てながら、反対し続けるのは非常につらいことです。

このままでは、私たちの生活にも影響が出てくるでしょうし、子どもたちにとってもよくないと思い、ある条件をもって、民間への移管を受け入れることにしました。

私たちが求める条件は次の通りです。

厳しい内容も含まれていると思いますが、私たちが大切にしてきた聚楽保育所を引き継いでいただくにあたり、そのお覚悟をもってご応募ください。

# 1. 最低でも、平成26年度の京都市聚楽保育所の保育

- ・内容・保育水準を維持し続けること

※聚楽保育所の民間移管の話が出たタイミングの水準を維持することを意味します

# 2. いつまでも子どもたちと保護者のための保育所で あり続けること

※保育を必要としているから保育所が存在するということを意識してください

# 3. 職員および法人役員の方たち全てが、常に個々の 子どもの「最善の利益」を保障すること

※法人に関わる全ての人たちが、その役目を認識し、運営にあたってください

# 4. 保護者会との関係性を維持し、保護者会の意向な く、保育に関わる内容の変更をしないこと

※必要に応じて三者協議会で提起の上、保護者会総会での決議を受けてください

# 5. どんな家庭、どんな子どもでも、保育を必要とする 人たちのために常に受け入れられる態勢にすること

※保育の必要性がそれぞれ違うので年度途中でも受け入れをしてください

# 6.これまで聚楽保育所が行ってきた保育を尊重し、 その内容を継続して行うとともに名称を残すこと

※別紙の保護者会からの基本要求事項に則り、運営をしてください

# 7. 経営のための保育所ではなく、福祉としての保育 所であり続けること

※法人の理屈も理解はするが、何よりも保育を必要とする人のための運営を望みます

# 8. 職員の満足度を高め、働きたいと思われる保育所 であり続けること

※子どもたちへの影響を第一に考え、職員が安定して働く保育所にしてください

# 9. 上記8つの項目を移管当日から確実に実行するため に移管先法人として確定した日から準備すること

※共同保育期間だけでは到底引き継げるものではないとお考えください

# 10.これらのことが「できない」「理解できない」の であれば、応募はお控えください

※我々保護者の思いを十分にご理解いただき、ご応募ください

## 聚楽保育所における移管後の運営に係る基本要求事項

- ※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。  
 ※ この「基本要求事項」は、「平成28年度 京都市聚楽保育所移管先法人等募集要項」における「移管後の運営に係る基本事項」を踏まえつつ、  
 聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持・継承するため、聚楽保育所保護者会が移管先法人へ要求するものである。

### I 保育所運営等

#### 1 保育所運営

定員・運営	保育所又は認定こども園(幼保連携型又は保育所型)として運営すること 就学前までの継続した保育を保障すること 聚楽保育所の過去3年度の歳児別受入割合の平均を下回らない児童の受け入れが可能な体制を確保すること
開所時間	月～土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること
乳児保育	産休明けから(生後57日以降)の保育を実施すること
費用負担	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議のうえ、過半数以上の保護者の同意を得て実施すること
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること 児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること (0歳児に対する年12回の検診を実施すること等)
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること AEDを設置し、定期的に救命救急に関する研修を行うこと
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること(苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置)
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと

#### 2 職員について

※ 移管後に当該保育所を認定こども園として運営する場合、「保育士」は「保育教諭」と読み替える。

職員数	京都市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること
施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと ・認可保育所での保育経験12年以上 ・社会福祉事業の経験15年以上(うち認可保育所施設長6年以上) または、 ・市営保育所施設長と同等の基準を満たす者を専任の施設長とすること
保育士	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること ・保育士等(保育士、保育教諭、幼稚園教諭)として経験12年以上あり、3年以上の障害児保育経験を有する保育士を2人以上(うち1人は3年以上の乳児保育経験のある者) ・保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上 なお、 ・平成28年度時点における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと
引継ぎ・共同保育	京都市が指定する引継期間において、市が指定する職員(保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員)を配置すること(※) ※ 移管前年度の 4月～9月 施設長予定者、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週1回 10月～12月 施設長予定者 原則週1回、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週5回 1月～3月 施設長予定者、主任保育士予定者、担任予定者 調理員予定者 原則週5回 引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して当該保育所で保育に従事すること 引継ぎ・共同保育にあたっては、移管日の前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること 移管前に聚楽保育所において勤務する臨時の任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等以上の待遇条件で勤務させること 移行期間としての共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に応じ、適切に対応すること
職員の育成	当分の間は、下記をはじめとする市が実施する市営保育所職員研修に出席させること (階層別研修) 新規採用保育士研修(1年目)、初任保育士研修(3年目) 中堅Ⅰ保育士研修(8年目)、中堅Ⅱ保育士研修(15年目) 中堅Ⅲ保育士研修(20年目)、主任研修 (分野別研修) 乳児保育担当者研修、幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、 造形研修、地域子育て支援拠点事業担当者研修、調理師研修 保育士に、保育の質の向上を目的とする「自己評価チェックシート」等を用いて自らの保育実践を評価させ、職員相互の話し合い等を通じて保育所全体の保育の内容に関する認識を深めることで、専門性および保育の質の向上のための課題を明確にし、その保育実践の改善を図ること その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと

3 その他	
第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、移管に関する検証を実施とともに、その結果を公表すること 移管後の運営については、聚楽保育所が平成25年度に受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様、類似の評価項目において、また総合的に見て、その結果を下回ることがないよう努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること
第三者協議会の設置	当分の間は、第三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、「保護者会別紙」に基づいて運営される第三者協議会で決定された事項については遵守すること(「保護者会別紙」参照) 保育体制の確保(ただし保育標準時間の時間帯に限る)等、保護者代表の出席に配慮すること
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること
基本事項の遵守状況の検証	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに必ず応じること
内容の変更	移管日の前日に在所している児童が卒所した後にあっても、基本事項の内容の変更に当たっては、保護者と協議の上、過半数以上の保護者の同意を得ること
基本事項に違反した場合の取扱い	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市および保護者からの損害賠償請求に応じること 移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、当該保育所の運営を速やかに京都市に返還し、これに係る費用の損害賠償請求に応じること
保護者対応	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に必ず対応するとともに、誠意をもって解決すること
その他	現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は縮小しないこと 移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと 建物を譲渡又は担保に供さないこと 建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること 聚楽保育所と地域住民との関係を維持し、地域に根差した保育所・園であり続けること

## II 保育内容等

保育内容全般	保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容(子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照)を遵守し、保育運営を行うこと
障害児保育	京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し、障害児保育を積極的に実施すること 現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を確実に引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を必ず保障すること
配慮の必要な子どもの受け入れ	アレルギーのある子ども、障害児(疑いのある子を含む)、被虐待児(疑いのある子を含む)、家庭支援の必要な子ども(疑いのある子を含む)、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れること
年間行事	当分の間は、現在の行事(数、種目、内容等)を維持すること
宗教的な保育	子どもおよび保護者の信教の自由に十分に配慮し、保育理念や方針、目標、具体的な保育実践や行事等において宗教性を排すること(クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)
給食・調理	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと 当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること 食材の安全性を確保し、その情報を公開すること 栄養士による献立作成を行うこと 食物アレルギー等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと 幼児に対する主食(月～土)の提供を行うこと 土曜日の給食の提供を行うこと
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談等、地域子育て支援事業を実施すること

## 聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会について

### 1 設置の目的

市営保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人等及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、移管に当たっての課題等について協議するもの。

### 2 構成

#### （1）保護者

保護者代表（各2名以上）

#### （2）移管先法人等

園長（予定者）、主任保育士（予定者）

#### （3）京都市

聚楽保育所 所長（移管時まで）、副所長（共同保育終了時まで）

保育課 担当課長 2名

#### （4）その他

三者協議会において必要と認めた者

なお、三者協議会の招集権は保護者、移管先法人等、京都市の三者が持ち、このうち一者が必要に際して三者協議会の招集を提起した場合、他の二者は必ずこれに応じなければならない。

また、三者協議会は保護者代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）および過半数以上の実出席をもって成立する。

### 3 協議事項

#### （1）引継ぎ及び共同保育の内容に関すること

#### （2）移管後の保育所等の保育の内容に関すること

#### （3）その他移管後の保育所等の運営に関し必要とすること

なお、「移管後の運営に係る基本事項」の内容の変更をはじめとして、子どもと保護者の利害に関わる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会において議決する。この場合、保護者総会の成立要件および議決要件は、現行の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。

### 4 設置時期

平成29年4月（予定）

### 5 開催頻度

年5回程度（予定）（臨時開催あり）

### 6 設置期間

移管日の前日に在籍しているすべての児童が移管後の保育所等を退所するまでの期間。

ただし、三者協議会で協議のうえ、保護者総会での議決により、これを短縮し、又は延長することができる。

### 7 開催場所

聚楽保育所及び移管後の保育所。必要に応じて、三者協議会で協議のうえ、開催場所の変更を決定することができる。

### 8 傍聴

聚楽保育所及び移管後の保育所に入所している児童の保護者及び聚楽保育所及び移管先法人等の職員は、会議を傍聴することができる。



# たけうま

～ごあいさつ～

10月23日に聚楽保育所保護者会の中に「民間移管対策委員会」を発足させました。先日お知らせした8名の他、力になりたい、とメンバーが増えております！具体的な活動はできなくても、この問題について積極的にかかわりたい、直接意見を届けたいだけなんだけど。。。等、小さな気持ち小さな力で大丈夫です。保護者一体となって、この問題について考え方行動していきましょう！

早速ですが、広報紙『たけうま』を発行することにしました。たけうまといえば運動会がどう組のおなじみ項目。おれんじの子達も、すでに来年にむけてドキドキしているのではないか。聚楽の子達が皆、最終年度運動会にむけて乗り越える大きな壁、たけうま。一歩一歩、それぞれの目標に向かっていく姿。民間移管対策委員会も、市営聚楽保育所最後の日を迎えるかもしれないこの問題に向かって、一歩一歩、活動していく思いを込めました。民間移管対策委員会が必要なくなる日まで、『たけうま』よろしくお願いします。

## ◎◆教えて！ どういうこと？◆◎ ～署名ありがとうございました～

14,197筆の署名が集まりました！市営保育所だけでなく、民間保育所やその他の個人等からの署名です。今回はその“14,197筆”という数字の重さについて解説したいと思います。

例えば前の市長選で候補者2名、票差は31,794票でした。前の市議会議員選挙、聚楽のある中京区は定員5人ですが、前の選挙でトップ当選は7,119票、他4名は4,000票以上で当選しています。仮に今回の14,197筆が票に反映されるとなると、当選を左右します。市政を動かすほどの署名の数です。

署名は京都市外からも集まり、年齢を記載する項目はなく、あきらかに子供の書いた署名もあり、すべてが市内区内有権者のものというわけではありません。民間移管対策委員会で政治的な活動はしません。ですが、この数の重さというのは、今後の活動の大きな後ろ盾となります。

郵送でいただいた署名、覚えたての字で書いてくれた子どもの署名、平所見のまだ書き慣れない漢字で書いた署名、家族親戚一同で書いてくれた署名、これらの一筆一筆の思いを受け止め、しっかりと活動していきたいと思います。

改めて、署名活動へのご協力、本当にありがとうございました。引き続き、応援お願いいたします。

## ◎◆うちのクラスはどうなる？◆◎ ～れもん組はどうなる？～

平成30年度の移管。自分のクラスはどうなるか気になる！今回はれもん組について考えます。

現れもん組。平成30年度には小学校2年生です。もう卒所してし、学童だし、関係なし？？

先日の秋まつり。卒所児も来て、数年前のように懐かしい友達とすごす姿。ほのぼのタイムスリップです。保護者の中にも懐かしい顔ぶれが...。地域の方や先生方も休日なのにきて下さり、その秋まつりを主催するのもおれんじ保護者です。

現れもん組が4年後に迎える秋まつりはどうなるでしょう？現在の移管計画では、現れもん組が小2の時、保育所には前年度の担任が必要に応じて市から派遣されている状態です。運営主体は新法人、認定こども園になっている可能性もあります。子供達は？保護者は？...。兄弟入所の人もいるので、移管後で子も保護者もがたりとかわっている、という事はないと思いますが、その為には、移管しても聚楽がいい、秋まつりに行きたい、と思える、良い移管にしたいですね。でも先生が変わることだけは避けられません。先生主催の夏まつりはどうなるのでしょうか。

今まで通り、卒所児、元保護者、元先生、地域の子も集まるような保育所のままでいられる計画を、今からでも間に合うなら、移管計画の見直しが望ましいです。次回は、ぶどう組です。

## ～編集者より～

10月24日の京都市説明会に参加してきました。報告すべきことは多いのですが、簡単に京都市の答弁の中から印象的だったものを紹介します、「今ここでお約束することはできません。」「参考資料として持ってきたのであって、これをもとに今からつくっていく、という事です。」「それは見解の相違、という事です。」等、何一つ前にすすまない回答ばかり。今のままでは、保護者が資料を受取り、それについて意見を出そうとするときにはもう決まっている等、保護者の意見が反映されないまま、結が進んでしまいます。説明会で“移管法人募集要項”の、中でも“書面審査項目及び基準”的作成に保護者も参加させてほしいという事を何度も訴えましたが、その募集要項を作成する検定部会が4月に発足であることから「今ここでお約束することはできません。」との回答でした。ではいつ約束してもらえるのでしょうか。その検定部会メンバーも京都市が決めます。保護者のはいる余地がありません。ひとつひとつ、妥協できない点を抑え、しっかりと対応していきたいと思います。

◎◆ 委員自己紹介リレー ◆◎  
～第一走者 れもん組やかびむぎ保護者盛岡～



この春、民間移管された朱雀乳児保育所を卒所して聚楽を進級先に決め入所しました。朱雀では保護者意見をまとめて移管先選定等委員会で陳述したり、三者協議会クラス代表として、市や移管先法人と移管後の運営などについて一年間話し合ったりしてきました。民間移管は失うもののはうが多いです。

聚楽への進級を決めた理由の一つが障害のある子がいっしょに保育をうけていることでした。最近、私の子どもが私に、「Aちゃんは『音一しーてー』のこと、『あーいーてー』って言ふんやで」と教えてくれ、とてもうれしく思いました。運動会でも感じましたが、発達のあり方にちがいがあることを学べることはとても貴重で、聚楽は子どもたちみんなにとって大切な場になっていると思います。民間移管すれば、障害児保育の経験がある職員もいなくなりますし、制度上も保育士の加配が民間基準に変わります。今の保育の继续を望むなら、移管の問題点を指摘し改善を求める必要があります。まだ入所して半年、先輩保護者のみなさま、いろいろ教えてください。よろしくお願いします。

◎◆ 保護者のアンケートから ◆◎  
～いただいたアンケートへコメントさせていただきます～



- このアンケートは極論すぎて、アンケートの意味をなしていないと思います。
- アンケートの内容が基本方針案に反対することを前提にされているため回答しきい。また依頼文の内容についてもデメリットばかりが書かれており、メリットも書くべきと思う。  
⇒ 京都市の基本方針改定版案には移管のデメリットにはまったく触れていません。改定版案とのバランスを考え、子どもと保護者の利益を守る立場から、移管についての情報提供も求めたものとしてアンケートを作成しました。説明会の期日まで保護者同士で話し合う機会もない中での作成で、丁寧さに欠けることになりましたことをお詫びいたします。
- 「民間移管＝保育の質が低下」と断定されているが、京都市は市営よりも民間の方が圧倒的に多いはずであり、民間で働く方、また、入所している子供・保護者に大変失礼であると思う。
- 市営保育所が民間保育園より質の高い保育を提供しているとは思えないのに、民間＝質の低下という理屈には賛同できない。大半の民間園は良い保育サービスを提供している。  
⇒ 民間にで働く方、園児・保護者のみなさまに対して失礼な書き方であったことを深くお詫びいたします。民間園が多数の保護者団体である「京都市保育園保護者会連合協議会（市保連）」から改定版案の白紙撤回を求める声明が出され、また、拙速な民営化の見直しを求める署名には民間園からも約5,000筆の署名がありました。公・民のへだたりを越えて寄せられた気持ちを大事にしていきたいと思います。
- どうして同和地区ばかり保育所を残していくのか？同和地区ばかり残しているようにしか思えない。  
⇒ 京都市が移管対象としている保育所には「同和地区」のところもありますので、率直認可です。もし仮に「同和地区」ばかりを残しているとしても、保護者金としては、ことさらに「同和地区」であるないということを、移管問題を考える際の理由にすることはいたしません。民間移管の問題点はまったく別にあり、そのような差別的な態度は子どもにとって有寄だと考えます。

今後もこの広報紙を通じて、皆さまからいただいたアンケートへの回答や、民間移管対策委員会の活動報告、行政の難解な語句や制度の解説等を発信していきたいと思います。ご意見、とりあげてほしい事案等ありましたら各クラスの保護者会ポストへ投稿してください。

～おわり～

8月末の京都市からの「基本方針改訂版(案)」配付から今回の民間移管対策委員会発足まで、何度も緊急に保護者会を開催し、アンケートや意見募集に署名活動等、結果的に保護者会での一方的な活動が先行してしまった事をここでお詫びいたします。

今回の「基本方針改訂版(案)」が10月中に決定し、発行される予定であることをうけ、まさに時間がない中での必死の活動であったことを御理解いただければと思います。

保護者反対多数であることは京都市へ意見として届ける事はできたものの、それを受けて実際に「基本方針改訂版(案)」の内容を見直してもらうことは難しそうです。力不足で申し訳ありません。今後も市の拙速な動きに対応するために状況に応じて緊急な動きが生じる可能性はありますが、保護者一体となってこの問題に取り組んでいけるような活動にしたいと思っております。





# たけうま

2014年12月12日発行  
市営保育所民間移管対策委員会

Vol.2

## ～2号 発行に向けて～

市営保育所の民間移管には「いやだ」「はんたい」もありますが、「よくわからない」や「まあいいんじゃない」、「どちらでもいい」、「さんせい」といろんな声があると思います。「たけうま」では、子どもたちへの影響や負担を第一に、民間移管の問題点をいろんな視点で考えてていきます。

## ～これまでの経緯とこれからに向けて～

### 届かない保護者の声

今年の8月にじゅらく保育所を含めた6つの市営保育所の民間移管案が発表されました。

10月中旬には移管先を決めてしまうということで、市営保育所保護者会連絡会で「拙速な民营化の見直しを求める緊急署名」を呼びかけ、10日間で14,000筆の署名が集まりました。

集まった署名は陳情書とともに門川市長と市議会に提出しました。

さらに、実施されたパブリックコメントでは、99%以上が民营化に「否定的」または「慎重に」という内容でしたが大変残念なことに、京都市はこれらの声を全く反映せず、改訂版をだしてしまいました。



なぜ、「同意」できず見直しを求めるのか？

そこで、じゅらく保育所の保護者会では臨時役員会を開き、役員でない保護者も参加して移管問題に対する「保護者会としての」方向性と意見集約について話し合い、民間移管には同意できないことを確認しました。

### 同意できない4つの理由

1. 低コストを理由とした民間移管では取り替えることはできない「公的な保育」の役割を担っている
2. 先に移管された2園の「保育の質」の継続と子どもたちへの影響や負担などへの検証がない
3. 改定案には「認可保育園の運営」の条件が外れ、保育内容を無視した移管が行われる可能性がある
4. 現在入所している子どもの保護者、また移管について十分な説明を受けていない保護者の「保育園を選ぶ権利」の侵害になる

主にこのような理由から、じゅらく保育所保護者会では、現時處での民間移管については同意できず、少なくとも今後7年間は移管を凍結すべきであることを要求していくこととなりました。

## どうなる？うちのクラス

平成30年度...少し先のような気もします。しかし、現実的に必ずやってくる年でもあります。そのとき、どんな状態なのか今の各クラスごとに考えてみます。

### さくらんぼ

おれんじ組として民間移管後の保護者会の半心となり、移管された法人との懇親との活動を行う。

### れもん

小学2年生。きょうだいがいないと保育所との関係は薄くなるが、じゅらく児童館を利用していく場合は関係は推移するか

### いちご

民間移管後最初の卒所児となるため、移管された法人での卒行事を体験。卒所対策などの運営が気になる

### おれんじ

小学3年生。現行制度のじゅらく児童館で学童保育を利用していれば終了の年代。少しづつ保育所との距離が生まれるか

### りんご

市営保育所として最後の卒所児に。市側から移管先法人の職員との引継業務の中で、最後の保育所生活を送る

### ぶどう

小学4年生。自分たちの時間を持ち、保育所ともつながりが薄くなってくる時期

## ◎◆ 委員自己紹介 リレー ◆◎

### 子どもたちの「ありのまま」の成長を

あと半年で愛結美は、聚楽を卒所する予定です。5年前、ハイハイをしていた愛結美。

聚楽で過ごして色々なことができるようになりました。竹馬、将棋、三角馬…。大人しくて読み好きでおしゃべり…という私が描いていた姿とは全く違うおんばな女の子に成長した愛結美(笑)。

振り返ってみると聚楽は、大人が計画的に保育するのではなく、子どもの成長に寄り添い、ありのままの子どもを大切にしてくれる保育所だと感じます。

達成感を大切にした運動会、普段の生活と直結している生活発表会。障害のある子たちとのふれあい、ありのままの子どもの姿を大切に成長させてくれてい

ぶどう組 はやしらゆみ 父 林正樹

る場が今の聚楽だと思います。

個性豊かなぶどう組のみんなも一緒に今まで成長してきました。

この聚楽の家庭気は当たり前のようですが、とても大切で守っていくべきものだと私は強く思っています。

そんな想いをもって、民間移管の問題に関わっていこうと思います。よろしくお願ひします。



### 保護者の声から

#### ここでもまたこうなるの?

前の保育園でも、今回も入所(園を決める際)に民間移管の話は一切ありませんでした。入所が決まり、ホッとして子どもたちもようやく慣れてきたというタイミングで民間移管の話が出てきました。前の園でも今回のように市の方からの説明は不十分。

保育所を選ぶときに「民間」か「公立」かは、選ぶう

在園生(現0才児)が卒園するまで待つべきです!(14/9/19アンケートより)

⇒在園期間中の移管は、子ども・保護者の「保育園を逃る権利」の侵害にあたります。

このことは「横浜市立保育園廃止処分取消請求裁判」の最高裁判決でも、「特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有する」とあります。京都市はこのことについて説明会で説明しないまま改訂版を決めてしましました。今後きちんと説明していただこうと思います。

上で重要なポイントだと思います。希望を受ける際に「入所後、民間移管されます」の説明もないのはやはり納得できませんし、前の保育所でもそのような意見が出ていましたのに、全く考慮・参考にされないんですね。

聚楽保育所は、保護者会交流により、通う子どもたち、預ける保護者、働く先生方により、穏やかで結ばれています。

保護者の呼びかけで、各クラスやホールの壁、遊具の整備を保護者やOBが先生方と一緒に行いました。

それだけ、思い入れのある保育所なんです。

民間移管されたら  
2012年度卒所記念 タイムカプセルは、どうなるのでしょうか?



⇒京都市はまだこの意見についても回答していません。保護者が納得できる説明を求めたいと思います。

12月19日 説明会があります。多くのご参加をお待ちしております。

### 編集後記

“これまで”も“これから”も

全員の娘が娘。他塾で受け入れてくれる保育所がなく、長時間電車に揺られてようやくたどり着いたじゅらく。所長先生から「大丈夫ですよ」と言われたときは泣き、安堵しました。今年度、保護者会長として、温かい先生方や子どもたち、そしてOBを含めた保護者の方たちに助けられ、あらためてこのこの魅力を感じています。これから先、どのような形であれ、子どもたち・保護者にとって“温かい男”であり続けてほしいと願います。  
おれんじ さきね 母

受益者はだれ?

今から3年前の暑い夏の日のことでした。保護者会長として聞いた「京都市営保育所民間移管」の話。「ここは大丈夫」とタカをくくっていましたが、ここにきて「まさか」の平成30年度の話。一番の受益者である子どもや保護者を無視しての「コスト」中心の移管の話はとても「過酷」に思いますし、このままじゃ「イカン」と思うわけです。いろいろな考え方のかたもいらっしゃるとは思いますが、この「たけうま」を通じて何かを感じていただければと思います。 りんご つばさ 父



# たけうま

2015年2月13日発行  
京都市民間移管対策委員会

Vol.3

## ～3号 発行に向けて～

2015年1月23日(金)に京都市より、じゅらく保育所の民間移管に関する3回目の説明会がありました。今号の「たけうま」では、その際の様子とこれから先のことについて紹介していきます。「いい」「わるい」「わからない」「知りたい」といろいろな考え方があると思います。この「たけうま」で、これから先のことについて、少し考えていただければと思います。

## ～ 1月23日 説明会の結果(速報版) ～

- 2015年1月23日(金)  
19:00～21:30  
じゅらく保育所ホール  
保護者:21名



- 当日の流れ
  - ・担当課長変更のあいさつ
  - ・今回の説明会の趣旨の確認
  - ・説明会及び質疑



### 現在のじゅらく保育所を含む市営保育所について

- ▲ 保育課はじゅらく保育所をどのように見ているのか  
→詳しい保育内容が解らないので評価できないが、移管後も保育の質は引き継いでいくよう移管先にお願いする。
- ▲ 障がいのある子など特に配慮を要する子どもについての対応は?  
→より丁寧な引継ぎをしていくが、具体案は検討している。移管後の受け入れについては現行の水準維持を求めていくが、京都市としての関与の仕方は現時点では未定。

### まとめ

保護者からの要望については全体的に「検討中」「示すものがない」との回答。しかし…「民間移管は予定通り実行します」とのこと。

### 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改訂版)」について

- ▲ 「障がい児加配」基準について  
→公民統一を目指すが、公営保育所の加配基準が引き下げられる可能性もある。
- ▲ 「市営保育所の役割」について  
→地域の子育て拠点としてのさらなる機能強化をしていく。
- ▲ 「選定部会の委員の構成」について  
→保護者の参画については検討中。

### 前回(10/24)の説明会からの課題について

- ▲ 市営保育所の運営費について  
→今回準備できず、資料の配布なし。
- ▲ 学校法人まで拡大された移管先募集要項について  
→移管先法人の条件を拡大しても保育内容の審査方法については白紙である。
- ▲ 在所期間中の移管による子どもと保護者の権利侵害について  
→今回も回答なし
- ▲ めるん組利用者への説明について  
→実施するかどうか未定。

こんな状態だけど…4月から錦林・砂川両保育所では移管準備が始まります

### じゅらく保育所は平成28年4月(2016年4月)から移管準備スタート

錦林・砂川の両保育所はこの4月から平成29年度(2017年度)の移管に向け、移管先法人の選定が始まります。

すでに民間移管を行った、朱雀・室町の市立乳児保育所での運営状況の検証も明確になっていない中、京都市側が決めたスケジュールに則って進められる民間移管。

じゅらく保育所も平成30年度(2018年度)の移管に向けてスケジュール通りに進められていくのでしょうか。

## ◎◆ 委員自己紹介 リレー ◆◎

### 親も子どももここが「ふるさと」

おれんじ組

じゅらく保育所には一番上の子どもがお世話をなってから、少し前は空き話したが今は間違っています。

私自身、4人の子どもを持つていますが実は、3人目、4人目と考えたときに育てられるか迷いました。経済的なこともありますが「育てていく」ということを考えてしまったのです。

でも、やっぱり「がんばってみよう」と思えたのは、先生方が一緒にになって子どもを育ててくれる「じゅらく保育所に入れればなんとかなる」と思えたからです。

上の2人の子が小学校に入ったとき、じゅらく保育所のありがたさが身にしみました。一番上の子はいまだに「保育所に戻りたいなあ」とつぶやきます。

しみずたつみいも組 しみずゆかり 母 清水千枝

現在の民間移管の話の中で京都市は保育所の内容についてあいまいな回答ばかりで、本来、行政として子育てや保護者のお手本となっていくべきなのに、移管先への引継ぎが終了したら移管先が「好きなようにできる」となるのは、これから先「子どもを持ちたい」や「もう一人欲しい」と思っているかたちのためにならないとはうのうです。

だからこそ、ここが、私たちがいつでも帰れる「ふるさと」であるようにしていく必要があると思い、参加しています。



### この先どうなるの？

変化は突然やってくる

説明会の中で京都市がいう「今いる子どもたちが在所中は水準の維持をお願いしていきます…」の言葉。

この内容だけで考えると、今いる子どもたちが卒所したあとは「どうなるかわからない」とは「変わってしまう」ということになります。

例えば、ある日突然「保育時間は18:00まで」「アレルギーへの対応はしません」「所内消滅のため消毒費を」ということが起こる可能性があります。

なかなか感じにくいでしょうが必ずその口はやってきます。

子育てがしにくい街になるの？

ここまで説明会や先に民間移管された保育所の状況を見ると、京都市としては「民間に移管したあとは民間で」というスタンスで、取りようによつては「子どもをの福祉には関わらせん」と云つてゐるようにも見えるのです。



子どもは宝

子どもは親にとって大切な「宝」ですが、地域・社会にとっても大切な「宝」ではないでしょうか。

これまで、そして今現在も、京都市の中心にいるのは、昔は「子ども」でした。それぞれに就いて、いろいろな心情や感情の中で子育てをしてきました。その子どもたちは家庭だけでなく、地域・社会の中で育ててきました。

これから先の京都市を担っていくのは今の子どもたちです。

宝は守る

大切な「宝」は、きちんと守っていかなくてはいけません。「せやかず」や「遠慮」などという意味ではなく、安心して育てていけるようにしていくことが重要ではないでしょうか。

ご自身の「宝」だけではなく、これから先を担っていく全ての「宝」のためにできることを考えみてください。



### △…だから じゅらく保育所の「いいところ」をたくさん集めたい！

だいちきな  
まいくしょ！

再来年度からじゅらく保育所は民間移管の手続きに入ります。と京都市が発表してから、説明会ではじゅらくの良さも理解されていないまま、またその良さを残すことが、具体的にまったく示されないまま半年が経ちます。

すでに民間移管された他の保育所では「連絡帳を丁寧に扱ってもらえない」「行事の内容が変わった」「長時間の対応が変わった」などの声があがっています。

### 編集後記

「あこがれ」と「祈り」でじゅらくに入所

去年、入所前の面接のあとに「4月から入りたい！」という憧れと祈りを持ちながら作品展を見に来ました。

そして今、民間移管対策委員会に参加しながら、以前通っていた乳児保育所での出来事を思い出しています。(インフルエンザにかかりながら三省協議会に出席していました)毎日、どこに向かっているのか、何をしているのか…とわからなくなりますがじゅらくに来て本当に良かった」と子どもを見て感動しています。今年の作品展はどうかなあ。楽しみです。雪、寒い！ れもんよき 母

そこで、今回、保護者会では、じゅらく保育所の「ここに愛着があります」「ここは変えない」というたくさんの声を集めて、移管先の選定や、その後のあり方への大きな力にしたいと考えました。

各クラスの一年を振り返り「変わってほしくない」というエピソードを白紙に書いてください。保護者会で集約して次の世代に残していきたいと思います。(匿名記入です)

子どもたちが書いた絵でも、写真でも自白です。また、OB・OG、地域のかたの声も歓迎です！

「ニーズ」とは…？

市の保育課の説明会や出される文書にちょくちょく出てくる「ニーズ」。

さて、保育所に預けている保護者たちの本当の「ニーズ」はどんなものか、そもそもその保育所の役割を考えみると、あれやこれやはあくまでも付帯しているものであり、本筋じゃないんじゃないの？と思ひます。そりや、ないよりあるほうがいいのでしょうかけどねえ。

保護者の多様な「ニーズ」に応えるという間違えのいい言葉に流されてしまわないように。りんご ゆばき 父



# たけうま

2015年3月16日発行  
結果保育寸法・年間移動分析委員会

Vol.4

## ～アンケート結果～

2月13日に配布いたしました、じゅらく保育所への想いに関するアンケートにお答えいただき、ありがとうございました。今回の「たけうま」では、みなさんからお寄せいただいたご意見をご紹介いたします。じゅらく保育所へのみなさんの想いをご覧ください。

## ～みんなの声～

**Q. じゅらく保育所の良いところ・好きなところを教えてください**

一人ひとりの個性を大切にしている保育。  
お稽古的なものを増やしてほしくない。

子どもらしく遊びの中でいろいろ学んでいる、生き生きしている。

手作りおやつを楽しみにしている。

年齢や発達段階にあつた遊びやトイレトレーニング・離乳食トレーニングなどをしている。

季節に応じた行事も多く、子どもたちの発想も大切にした保育をしている。



保育所外の散歩なども多い。

市営保育所間の交流は子どもたちも楽しみ。

実年齢集団が成立して、子どもたちがほかのクラスの子や保護者の名前まで知っているのはすごい。障がい児も含めてわけへだてなく過ごしていることがすごい。

**Q. 職員の対応について**

地域の子育ての支援(めろん組)をしてもらえるので安心。とても助かった。

対応が親切。安心感がある。

給食のときも先生がみてくれている。

プールも一緒に入ってくださる。



保護者会主催の行事(秋祭り)などにも積極的に参加してくださる。

説明会など夜遅くても保育してくれる。

先生方はクラス以外のことにも気にかけて保育している。

連絡ノートは子どもの様子がわかるのでありがたい。

**Q. 施設やそのほか**

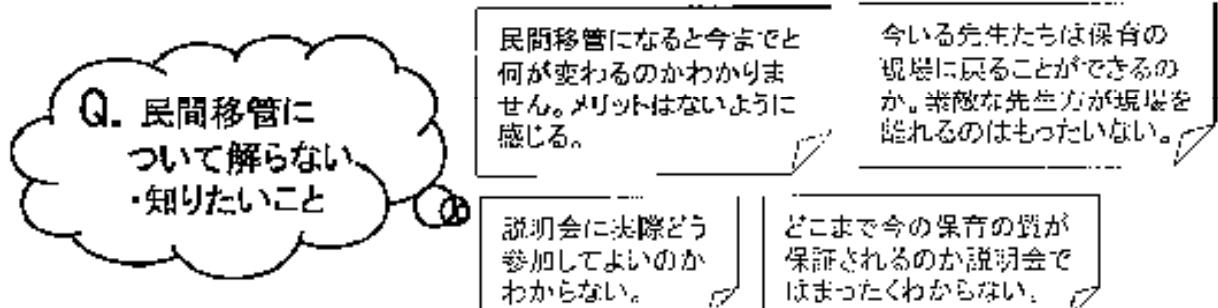
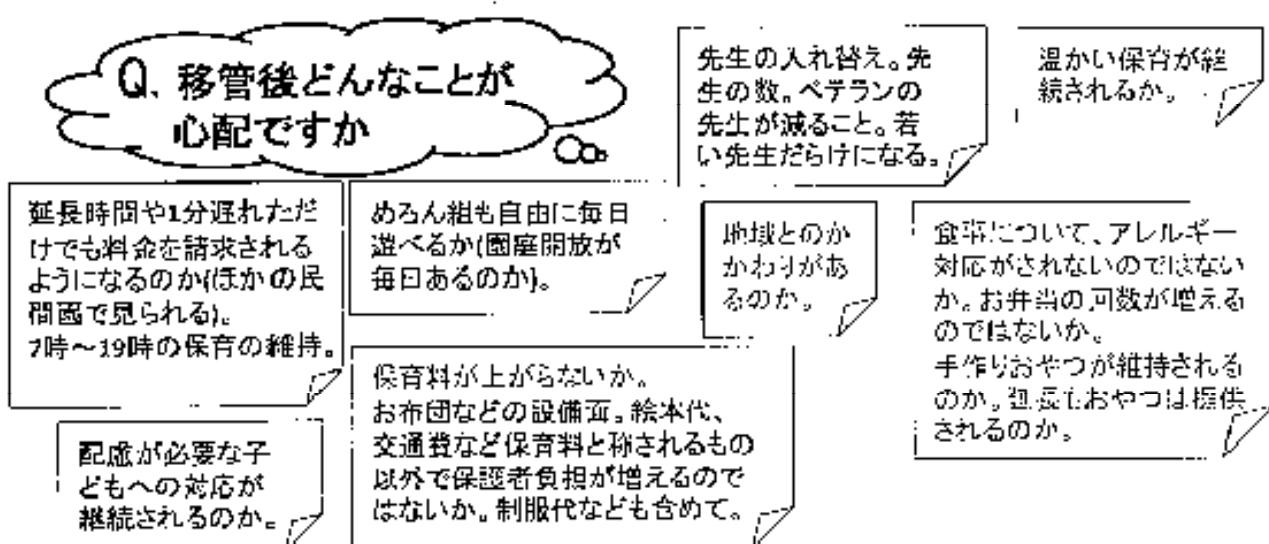
布団があるのでバスタオル持参で済む。

園庭が広い。総本の貸し出しがある。

保育1日目から預かってもらえた。保護者のニーズに柔軟に対応してもらえる。

園庭開放がありがたく、いつでもウエルカムがうれしい。





～たくさんのご意見・想い、ありがとうございました！～



# たけうま

2016年4月10日発行  
堀川保育所民間移管検討委員会

Vol.5

## ～民間移管の論点を考える～

すでに目にされた方がも多いと思いますが、3月に「毎日新聞」京都版で「育みは今一保育所民営化を考える」と題するシリーズが連載されました。記事には堀川保育所の保護者や保護者説明会の様子も登場します。今号の「たけうま」では記事の概要から、改めて民間移管をめぐる論点を考えてみたいと思います。

### ～育みは今一保育所民営化を考える～

3/4  
付記事

#### 「促進姿勢崩さぬ京都市ー政策変更正当性どこに」

京都市は今後も増加が見込まれる保育の需要の財源を確保するため、民間保育園に比べて「高コスト」とされる市営保育所全25カ所のうち11カ所を段階的に民営化(民間移管)し、14カ所まで減ら込むとしています。

もともと、2012年5月に策定された『市営保育所の今後のあり方にに関する基本方針』で5カ所の市営保育所の民間移管方針が打ち出されていました。この『基本方針』は2017年度に改定される予定でしたが市は2015年度から始まる「子ども・子

育て支援新制度」に合わせるという理由で2年以上前倒しして2014年10月に改定版を策定し、新たに聚楽保育所を含む6カ所を民間に移管する方針を示しました。

しかし、なぜ新制度に合わせ、更なる民間移管が必要になるのか、市は明確な説明をしていません。市民の意見募集では、民間移管に否定的な意見が圧倒的多数を占め、方針の見直しを求める保護者らの署名14,179筆も提出されました。市は計画を決定しました。

3/5  
付記事

#### 「手厚い市営の体制ー障害児保育どう維持？」

市営保育所は公的機関として様々な役割を担っていますが、そのひとつが障害のある児童への手厚い保育です。

市営保育所は障害児保育の実績があるからこそ、民間へ入所を断られた障害のある児童を受け入れることができます。障害のある児童に対する職員配当の比率も、民間園に比べて、より細やかです。

民間移管によって職員が変われば障害のあ

る児童の行き場が一つなくなるかもしれません。市は2015年度より公・元の職員配置基準を統一する方針ですが、保育士が不足といわれるなか、大切な人材を確保できるのでしょうか。

障害のある児童と一緒に乳幼児期を過ごすことは、他の子どもたちにも様々な影響を与えます。だからこそ、両者が一緒に過ごせる時間は貴重なものですね。

3/6  
付記事

#### 「引き継ぎの難しさー質の維持に課題山積」

民間移管で最も心配されることのひとつが、子どもたちへの影響。京都市は移管前後2年間の引き継ぎ体制を整えていますが、発達状況や家庭環境などを含めた引き継ぎの難しさが指摘されています。

京都市は移管後、保育所・保護者・市でつくる三者協議会で影響や課題を把握し解消に努めていますが、これまでに移管した保育所での検証結果は公表されていません。

また、市営保育所は障害児保育だけでなく、一時保育や虐待等の対応など様々な役割を担っており、それが保育の「質の高さ」につな

がってきました。市は「移管後も出来る限り現状を維持する」と説明していますが、それには移管先事業者の選択が重要です。

これまででは、京都市の審議会「子ども・子育て会議」の「市営保育所移管先選定部会」による審査で「課題を多く抱えている」「移管先としてふさわしくない」といった意見がでていた法人が、最終的に選定された例もありました。「選定部会」の大倉得史委員は「一定以下の点数は選定しない最低点を設けることが不可欠だ」と提言しています。

3/7

付記事

## 「市営は高コスト？一試算では年4000万円削減」

京都市は民間移管の理由を「2017年度末には2014年度末と比べて約4,700人の保育需要が増えると予測している。民営化で生じる財源を活用し、保育所整備や運営費、人材確保の取り組みなどに充てたい」と説明しています。

しかし、「高コスト」とされる市営保育所運営費

の内訳を見ると、最も多くを占めるのが職員給与で、次いで障害児保育関連の費用です。

職員給与の高さは市営保育所職員の平均勤続年数が長いことが一つの要因とされていますが、これらはいずれも市営保育所が培ってきた「保育の質」に関連している部分といえます。

3/10

付記事

公立保育所の民営化は全国で進んでおり、2008年には民間園の数が公立保育所の数を逆転しました。これに対し、各地で保護者を中心とする反対運動や訴訟が起つておらず、民営化を凍結・縮小させたり、遅らせたりしています。

大阪府大東市では裁判で「市の引き継ぎ不足で民営化後の新保育所に混乱が生じた」と認定され、市への賠償命令が確定しました。横浜では地裁判決で「拙速な民営化は違法」とされ、

最高裁で「特定の保育所で保育を受けている児童と保護者は、期間満了までそこで保育を受けることを期待できる法的立場にある」という「保育所選択権」の概念が示されました。これらを通して、引き継ぎ期間が短過ぎるなど、乱暴な民営化はやりにくくなりましたが、各地の自治体は違法にならない形での民営化を模索しているのが現状です。

3/17

付記事

市営保育所の民間移管という政策の決定にあたって、市議会は実質的に多くは関与していません。『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針』の改定に際しても、市議会の「教育福祉委員会」に「報告」され、会派を問わず「拙速では？」といった質問が相次いだものの、報告書件だったため議決はされませんでした。保護者による陳情書も委員会で審議されましたが、政策方針を踏ままでの効力はありません。市の審議会「子ども・子育て会議」の「幼児教

育・保育部会」でも、「基本方針」の改定案について委員への「意見聴取」にとどめたため、「結論ありきの提案だ」といった批判が噴出しました。

多数の会派が首長を支持する「相乗り」の地方議会では、政策の方針性空白は了承しても、生々が問題と感じる点には、条例案の修正可決や付帯決議などによって歯止めをかけることが期待されます。

このほか、3月19日付記事では京都市の子育て政策の最高責任者である江口尚志・子育て支援政策監のインタビューが掲載され、また、3月26日付記事では反響特集として読者から届いた意見・感想の一部が紹介されました。切り抜き記事は、保育所ホール前に貼り出しています。記事本文がご入用の方は、各クラスの民間移管対策委員にお知らせください。



～※次回の民間移管対策委員会は4月28日19:00より行います。～

### 編集後記

ああ、4年目の春

新年度が慌ただしく始まりました。変わらず美しさうに保育所へ通うわが子。新しい教室であたふたするパパに、「お香えはここやねん」「これはあっちやでー」と、ドヤ顔で説明してくれました。新年度になってまだ3日なのに、もう全部覚えたの？ 帰宅後、今日あったことを笑顔で話してくれる子どもの姿を見ながら、民間移管に向けて、保護者として何ができるのか、何をするべきなのか考え続けています。手探りですが、一歩ずつでも前へと進む保育所生活4年目の歩。 れもん ともき 父

なぜ？ 何のため？ 誰のため？

「保育」を一番必要としている人たち！ どんな人たちで、なぜ「保育」を必要としているんでしょうか。今回の問題にかかわってなんだから3年が経ちました。

いまだに「大義」が見えません。そもそも民間とのコストの差が「勤続年数」だということであれば、なぜ勤続年数が違うのか…というところを見ないのでしょうか。子ども・保護者・職員をうつちやつておいてする意味が全く理解できません。決して机の前であれこれ考えている人たちが生役ではないはずです。 れもん ともき 父



# たけうま

2015年5月26日発行  
架楽保育所民間移管対策委員会

Vol.6

## ～民間移管を考える勉強会を開催します～

新年度が始まり、子どもたちも少しずつ新しいクラスに慣れてきた頃ではないでしょうか。

じゅらく保育所の移管先の選定が始まるまで、あと1年を切りました。民間移管対策委員会では民間移管についての情報を共有し、少しでも疑問や不安を解消していくため、勉強会を開催していきたいと考えています。

## ～民間移管を考える勉強会～

一般的に、京都市の市立保育所は高い水準の保育を提供していると官われています。もちろん素晴らしい保育を実践している民間保育園もたくさんあります。が、民間移管によって、子どもたちの成長に直接関わる保育の「質」が変化してしまうことは、保護者にとっても大きな心配ではないでしょうか。

ひとくちに「保育の質」といっても、その内容は様々です。じゅらく保育所をはじめとする市立保育所では

どのような保育が実践されてきたのでしょうか。そして民間移管に際して、わたしたちはどのような「保育の質」の継続を求めていけば良いのでしょうか。

今回の勉強会では、市立保育所の移管先を選定する京都市の「市営保育所移管先選定部会」で選定委員を務めてこられた大倉得史先生をお招きし、市営保育所の「保育の質」への評価や、民間移管をめぐる問題点等について、お話を伺いたいと思います。

**日 時：2015年7月11日(土) 13:00～16:00**

**場 所：京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）内**

3階 第5研修室 じゅらく保育所の東側、京都市中央図書館の裏です

**講 師：大倉 得史先生**

(京都大学大学院人間・環境学研究科准教授・前京都市市営保育所移管先選定委員。専門は癡迷心理学。主な著書に『抵抗 diffusion—「アイデンティティ」をめぐり、後退は今』(ミネルヴァ書房、2002年),『語り合う質的心理学—体験に寄り添う知を求めて』(ナカニシヤ出版、2008年),『大学における児童障害者支援を考える』(中川書店、2009年),『「笛り合い」のアイデンティティ心理学』(京都大学学術出版社、2011年))

勉強会といつても難しいものではありません。気の張らない、ざっくばらんに疑問や意見を交わし合う会にしたいと思っています。皆さん、ぜひご参加ください。

終了後、懇親会を予定しています。(会費3,500～4,000円予定) 懇親会ご参加ご希望の方は、各クラスの民間移管対策委員にお知らせください。

## ～京都市保育課から民間移管に関する説明会があります～

**日 時：2015年5月29日(金) 20:00ごろ～約1時間**

**場 所：じゅらく保育所 ホール**

当日は、じゅらく保育所保護者総会があります。総会終了後に保育課からの説明の時間を設定しました。

これまでに行われた説明会で出されていた保護者からの質問のうち、未だ回答が得られていない項目について回答してもらいます。

当日は時間の関係で保育課からの説明・回答を聞くだけとし、そのうえで新たに質問等があれば、民間移管対策委員会で取りまとめ、近日中に再度説明会を開催するよう保育課と交渉します。

何かとお忙しいとは思いますが、多くの方々のご参加をお待ちしております。

**保護者会総会終了後に行います。  
多くのかたのご参加をお待ちしております。**

### 保護者からの質問

- ▲ 市営保育所の運営費について
- ▲ 学校法人まで拡大された移管先募集要項について
- ▲ 在所期間中の移管による子どもと保護者の権利侵害について
- ▲ めるん組利用者への説明について

など

# 民間移管対策委員会とは・・・

新しい年度が始まり、じゅらく保育所の民間移管の移管先選定開始まで1年間となりました。

ここで、じゅらく保育所の民間移管対策委員会は「どんなことを考え」「どのような活動をしているのか」についてご紹介し、また、京都市が進めようとしている民間移管のこれまでの流れと、民間移管対策委員会が考える問題点をもう一度整理していきます。

～これまでの経緯とこれからに向けて～[たけうま]Vol.2 2014年12月12日発行より

## 届かない保護者の声

2014年8月、じゅらく保育所を含む5ヶ所の市立保育所の民間移管案が発表されました。

これに對し、市立保育所保護者会連絡会が「扯連な民営化の見直しを求める緊急署名」を呼びかけ、1週間余りで約14,000筆の署名が集まりました。署名は陳情書とともに門川市長と市議会に提出されました。また、京都市が実施したパブリックコメントの募集でも、99%以上が民営化に「否定期」または「慎重に」という意見でした。

しかし10月末、京都市はこれらの声を全く反映させることなく民間移管方針を決定してしまいました。



▲集まった署名を掲げる様子がテレビで紹介されました。

## なぜ、「同意」できず見直しを求めるのか？

そこで、じゅらく保育所保護者会では10月20日に臨時役員会を開催しました。ここで役員以外の保護者も参加して、移管に対する「保護者会としての」方向性と意見集約について話し合い、今回の民間移管には同意できないことを確認しました。

## 同意できない4つの理由

1. 市立保育所は、「低成本化」を理由とした民間移管では取り扱えることができない「公的の保育」の役割を担っている
2. これまでに民間移管が実施された保育所の「保育の質」の維持と、子どもたちへの影響や負担などへの懸念がなされていない
3. 移管先の公的機関として「認可保育園を運営していること」という条件が迷いのため、保育内容を変更した移管が行われる可能性がある
4. 現在入所している子どもたちの保護者、また移管について十分な説明を受けていない保護者の「安心感を失ふ格好」の懸念になる

主に上記のような理由から、じゅらく保育所保護者会では、現時点での民間移管には同意できず、少なくとも現在入所している子どもたちが全員卒所するまで、7年間は移管を凍結すべきであることを要求していくため、保護者による任意の「民間移管対策委員会」を発足させました。

## 民間移管対策委員会より情報発信中！

民間移管対策委員会はこれまで、保護者による任意の委員会として活動しており、ニュース『たけうま』を通して、じゅらく保育所の全ての保護者に、活動の内容と、民間移管に関する情報をお届けしてきました。

今後も、参加メンバーを中心に活動していく予定ですが、「興味はあるけど、会議への参加は難しい...」や「何をやっているのか知らない...」といった方々も多いと思います。

そこで今回、民間移管対策委員会のメールアドレスを新設しました。

右のアドレスに保護者の方のお名前と「メール希望」と記したメールをお送りいただければ、対策委員会のスケジュールや最新情報をお知らせします。ご質問やご意見も、こちらのアドレスへどうぞ。たくさんのご登録をお待ちしています！

### ▼メールアドレス

[juraku\\_ikantaisaku@outlook.jp](mailto:juraku_ikantaisaku@outlook.jp)

### ▼登録用メールアドレス QRコード



お使いの赤芽電話で「バーコードリーダー（またはQRコード読み取り）」を起動させ、左のQRコードを読み取ってください。

読み取ら完了後、メールソフトに次に登録アドレスが入力されますので、保護者の方のお名前を入れて登録してください。

※一部、携帯電話用メールアドレスでは、登録いただけない場合があります。  
（ドリオドリ）をつかない使用している場合など）  
その場合は、以下の登録をお勧めいたします。

※お送りいただいたメールアドレス等の個人情報は、実験移管対策委員会で絶縁にされ、民間移管に関する情報等以外での目的で使用しないことをお約束いたします。

## 編集後記

### 保護者と保護者会できちんと対応が必要

平成30年度まであと3年間。どんな移管先が手を上げてくるのか…。じゅらく保育所は日当たりもよく、園庭も広い。荷物では珍しいタイプの保育所。職員さんたちの努力で保育内容もよく、毎年希望者が殺到の保育所。利

益が必要となる児童さんにとつては垂涙の保育所ではないか…と思います。正直だから利益は必要ですが、利益優先で、本来の目的が見失われないように、保護者・保護者会がしっかりといかなくちゃいけないと迷うのであります。 れもん つばさ 父



# たけうま

2015年6月22日発行  
聚楽保育所民間移管対策委員会

Vol.7

## ～4回目の説明会が行われました～

5月29日の保護者会総会の後、京都市側から第4回の民間移管に関する説明会が行われました。

今回の「たけうま」では、その時の様子や内容を紹介するとともに、今後の対応についてお知らせいたします。

## ～理解し難い京都市からの回答と説明～

### 誠実な対応を求めるも・・・

#### はっきりしない京都市の回答

5月29日に行われた聚楽保育所の民間移管についての保護者説明会。前回の1月23日から約4ヶ月ぶりでした。

はじめに保護者会側から、これまでの不十分な説明を改め、誠実に話し合うよう求める申し入れをしました。

しかし、保育課の村上文彦公営保育所担当課長は申し入れに対し、書面での回答を拒否しました。

### 保育の経験のない学校法人への配慮？

今回の説明会では、移管先の選定に関する審査項目についての説明がありましたが、主に「給食・乳児保育を実施していない学校法人の審査方法」に対して、保護者から「納得できない」との意見が出されました。

市の提案は、給食についての4項目とお昼寝についての1項目の計5項目について、認可保育園と実施経験のない学校法人とで「差がすぎないよう配慮する」というものでした。

これは、保育の経験のない学校法人が手を挙げやすいように「ゲタをはかせた」ものであることを保育課も認めています。

### 学校法人に関する審査方法

- 食事を豊かに楽しむ工夫をしているか
- 食事の場、食材、食器などに配慮しているか
- 子どもの誤食状況を把握して、献立の作成・調理の工夫に活かしているか
- 子どもの食生活について、家庭と連携しているか
- 午睡・休憩は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか

### 学校法人への不安に対する回答もなく

保護者からは、こうした「学校法人への配慮」に対して多くの批判が出ました。

村上担当課長の姿勢はとても不誠実なもので、「すでに説明したものは保護者が納得できなくてもこれ以上説明しない」ことを明言しました。

前回の説明会での「今後は誠実に回答と話し合いをする」との約束を守るよう、ねばり強く求めていきたいと考えています。

保護者会総会後のお忙しい中、たくさんの方にご参加いただき、ありがとうございました。

## ～砂川・錦林両保育所第2回移管先選定部会～

6月5日(金)、聚楽保育所に一年先立つ平成29年度の民間移管対象である錦林・砂川の両市営保育所の移管先を選定するための選定部会が開催されました。

これに先だって、錦林・砂川両保育所の保護者からは「市営保育所の保育内容の引き継ぎを保障すること」、「移管先の審査にあたって、最低合格ラインを設けること」、「第三者が移管前後を比較して検証すること」等の要望が示されており、当日はこれを踏まえて、両保育所の保護者会に対する意見聴取が行われました。

来年度からは聚楽保育所の移管先の選定も開始されます。これに向けて、聚楽保育所民間移管対策委員会でも聚楽保育所の保育内容を踏まえた具体的な要望を作成していくたいと考えています。そのためにも、皆さんのご協力をお願いいたします。

▼錦林保育所・砂川保育所への民間園の興味(回)

民間項目	錦林保育所	砂川保育所
移管を検討	3	5
関心はある	4	3
移管候補	3	4
既定こども園	1	2
未定	3	3

錦林・砂川とともに、民間園は移管に対して興味を持っており、保育園・または既定こども園として運営していきたいという意向があるようです。

# ～ 民間移管を考える勉強会～

聚楽保育所の民間移管(民営化)に向けた移管先の選定が文年度より開始されます。それに先だって、保育所民営化についての情報を共有し、理解を深め合うための勉強会を開催します。

一般的に、京都市の市営保育所は高い水準の保育を提供していると言われています。もちろん、素晴らしい保育を実践している民間の保育園はたくさんあります。市営保育所の民営化によって、子どもたちの成長に直接関わる「保育の質」が変化してしまうことは、保護者にとっては大きな心配ではないでしょうか。

ひとくちに「保育の質」といっても、その内容は様々です。聚楽保育所をはじめとする市営保育所では、どのような保育が実践されてきたのでしょうか。そして民営化にあたって、わたしたちは移管先に

どのような「保育の質」を引き継ぐように求めていけば良いのでしょうか。

今回の勉強会では、京都市子ども・子育て会議の「市営保育所移管先選定部会」で選定委員を務めてこられた大倉得史先生をお招きし、そもそも保育所の民営化はどういうことなのか、また、市営保育所の保育内容や地域での役割への評価、民営化の問題などについて、お話を伺いたいと思います。ぜひご参加ください！

日 時： 2015年7月11日(土)  
13:00～15:30

場 所： 京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）内  
3階 第5研修室 ジュラク保育所の東側、京都市中央図書館裏

講 師： 大倉 得史先生 (京都大学大学院人間・環境学研究科准教授(専門は発達心理学)前京都市市営保育所移管先選定部会委員)

第1部： 「保育所の民間移管とは何か」 大倉先生

第2部： 大倉先生を囲んで意見交換会

勉強会といつても難しいものではありません。気の張らない、ざっくばらんに意見を交わし合う会にしたいと思っています。皆さん、ぜひご参加ください。

終了後、懇親会を予定しています。(会費3,500～4,000円予定) 懇親会への参加をご希望の方は、各クレジットカード決済にてお支払いください。

## 民間移管対策委員会より情報発信中！

民間移管対策委員会はこれまで、保護者による任意の委員会として活動しており、ニュース『たけうま』を通して、じゅらく保育所の全ての保護者に、活動の内容と、民間移管に関する情報をお届けしてきました。

今後も、参加メンバーを中心に活動していく予定ですが、「興味はあるけど、会議への参加は難しい...」や「何をやっているのか解らない...」といった方々も多いと思います。

そこで今回、民間移管対策委員会のメールアドレスを新設しました。

右のアドレスに保護者の方の名前と「メール希望」と記したメールをお送りいただければ、対策委員会のスケジュールや最新情報をお知らせします。ご質問やご意見も、こちらのアドレスへどうぞ。たくさんのご登録をお待ちしています！

### ▼メールアドレス

[juraku\\_ikantaisaku@outlook.jp](mailto:juraku_ikantaisaku@outlook.jp)

### ▼登録用メールアドレス QRコード



お使いの機器画面で「バーコードリーダー」(またはQRコード読み取り)を起動させ、次のQRコードを読み取ってください。

読み取り完了後、メールソフトに差信アドレスが入力されますので、保護者の方のお名前を入れて送信してください。

第一回、登録用メールアドレスでは、受け取れない場合があります。(アドバイス) 1度2つ以上使用している場合など) その場合は、PCでの登録をお勧めいたします。

※お使いいただけないメールアドレスでの個人情報は、民間移管対策委員会を経由して民営する情報発信以外の目的で使用しないことをお約束いたします。

## 編集後記

### 7月11日の勉強会、来てね！

市営保育所が民間に移管されても、保育の「水準」が低下するとは限りません。でも、园ごとに方針や考え方があるので、移管によって「質」や「内容」の変化は避けられません。もし、移管先の法人が実績する保育が、市営保育所の保育の「質」「内容」とかけ離れていたら...? その前に、そもそも市営保育所はどんなことを大切にしながら日々の保育をおこなっているの...? 移管を前に、子どもたちが毎日を過ごす保育所の「今」を、保護者もよく知っておきたいと思います。 れもん ともき 父

### 自分自身をコントロール

常に冷静に...を心がけています。しかし、この件に関わり、京都市側からの説明を聞くたびについつい冷静さを失ってしまいます。保育業の担当者も「吉いはずだ」とは思いつつも、あの受け答えを見ているとコントロールできなくなります。まだ本格修行が足りません。これから時代、求められるのは「人間力」。感情のコントロールも含まれているので、時代についていけるよう今一度、自分自身を見つめなおさなくてはいけないなぁと思う梅雨空の下。 れもん ともき 父



# たけうま

2015年7月6日発行  
環境保護行政民間移管勉強会

## 号外

### ～民間移管を考える勉強会～

今週末開催の「民間移管を考える勉強会」、多くのご参加をお待ちしております。また、勉強会終了後、17:00～講師の大倉先生を囲んで懇親会を行います。

#### 【勉強会】

日 時：2015年7月11日(土) 13:00～15:30

場 所：京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）内

講 師：大倉 得史先生 (京都大学大学院人間・環境学研究科准教授(准助教)、近畿大学人間・環境学研究科准教授(准助教)、近畿大学人間・環境学研究科准教授(准助教))

終了後、懇親会を予定しています。(会費大人4,000円、小学生以上1,000

円予定) 懇親会への参加をご希望の方は、右記メールアドレスへお名前、

ご参加人数(大人〇名、小学生～中学生〇名、幼児〇名)を記載(7月9

日まで)にお知らせください。人数に限りがありますので、ご希望の方はお

早めにお知らせください。

→ 送信先QRコード

右のQRコードを読み取り

必要事項をご記入いただき、

送信してください。

お送りいただいたメール

アドレスを含む情報は、

懇親会の座席にのみ使

用いたします。



#### 【懇親会】7月9日締め切り

日 時：2015年7月11日(土)  
17:00～2時間程度

場 所：さかき二条店 JR二条駅東口北へ徒歩約3分  
(千本通り沿いライフの北側)

2015年7月6日発行  
環境保護行政民間移管勉強会

## 号外

### ～民間移管を考える勉強会～

今週末開催の「民間移管を考える勉強会」、多くのご参加をお待ちしております。また、勉強会終了後、17:00～講師の大倉先生を囲んで懇親会を行います。

#### 【勉強会】

日 時：2015年7月11日(土) 13:00～15:30

場 所：京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）内

講 師：大倉 得史先生 (京都大学大学院人間・環境学研究科准教授(准助教)、近畿大学人間・環境学研究科准教授(准助教))

終了後、懇親会を予定しています。(会費大人4,000円、小学生以上1,000

円予定) 懇親会への参加をご希望の方は、右記メールアドレスへお名前、

ご参加人数(大人〇名、小学生～中学生〇名、幼児〇名)を記載(7月9

日まで)にお知らせください。人数に限りがありますので、ご希望の方はお

早めにお知らせください。

→ 送信先QRコード

右のQRコードを読み取り

必要事項をご記入いただき、

送信してください。

お送りいただいたメール

アドレスを含む情報は、

懇親会の座席にのみ使

用いたします。



#### 【懇親会】7月9日締め切り

日 時：2015年7月11日(土)  
17:00～2時間程度

場 所：さかき二条店 JR二条駅東口北へ徒歩約3分  
(千本通り沿いライフの北側)



# たけうま

2015年8月5日発行  
京都市保育所民間移管対応会議

Vol.8

## ～民間移管を考える勉強会を行いました～

7月11日(土) 京都市生涯学習総合センター(京都アスニー)の第5研修室で大倉得史先生(京都市子ども・子育て会議「市営保育所民間移管先選定部会」前委員、京都大学准教授・発達心理学)を講師にお迎えして行いました。

勉強会にはじゅらく保育所の保護者だけではなく、地域の方、近隣の小学校のPTAの方だけではなく、他地は保育所の保護者の方もきてください、改めて保育所の民間移管への关心の高さを感じました。



勉強会では、次の点についてお話をいただきました。

### 市営保育所の保育とは何か？

京都の市営保育所が提供している「保育の質」は相当水準が高いと言われています。

子どもたちにとって本当に大切な「保育の質」とは、ひとりひとりの個々として尊重し、日常のなかで子どもや保護者の想いに熱く配慮し、子どもたちが「自分の想いを持って自分らしく」、同時に「周囲の人と共に生きることを可能」ことができる「心」を育てること。そして、市営保育所は研修や経験の積み重ねによって、そうした保育に力を入れているからこそ「質が高い」という証でした。

### 民間移管の問題点

市営保育所の「保育の質」を引き継ぐのは原運転にも体制的にも非常に困難であること、料金見直しなど、より配慮が必要とされる子どもたちへの保育が後退したり、「低コスト」である分、保育士がより過酷な労働条件にあかれやすい民間系の運営が「適正」とみなされたりするなど、結果として京都市全体の「保育の質」の低下を招く恐れがあることなどを指摘されました。

### 保育を受ける際に気にするべき点

早期教育や能動育成を重視し、「ノログラムが詰め込まれていて生徒遊びの時間がない」「大人の指示的な言葉かけが多い」「保護者とのコミュニケーションやおもが不足している」「『見せる』ための行事になっている」といった保育では、子どもたちの自発性や主体性が失われ、長文からはみ出す存在を軽視できなくなるほど、津焼が懸念であることを教えていただきました。

### 結局メリットはない？

移管先の選定委員を務めていた人戸元牛の見ても「民間移管によって良い方向に改善されることはありません」と結論でした。

これは、私たちが感じている、じゅらく保育所の「いいところ」「好きなところ」が維持されないということを意味し、当事者である保護者としては、衝撃的ですが、私たちは今回の訴を受けてしっかりと対応していくなければならぬと、改めて考えさせられました。

第三部の懇親会も多くのかたにご参加いただき、子どもたちのこと、保育のこと、地域のことといろいろな話題で盛り上がりいました。



### 7月15日 京都市からの説明会がありました

京都市の保育課からは、次の4点について説明がありました。

#### ①京都市が行っている障害児保育について

京都市としての障害児保育への取り組みについて

#### ③移管後の検証について

三者協議会の役割やアンケート調査について

#### ②子育て支援事業の引き継ぎについて

平成の引き継ぎとその周知についての説明

#### ④パブリックコメントについて

「反映できるものは反映している」

これまでに5回の説明会を重ねていますが、京都市として民間保育所の保育をどのように評価し、具体的に何をどのように引き継いでいくのか、未だ明らかにされていません。この点を踏まえて、引き継ぎ説明を実施してもらおうように要請しました。

次回の説明会は 8月19日(水)19:00～ を予定しています。

京都のつく方は、ぜひご参加いただき、みんなさんの目と耳で判断していただきたいと思っています。

## ◎◆ 委員自己紹介 リレー ◆◎

魅力あふれるじゅらくへ思いを寄せて今夜もまた・・・ れもん組 まつもと つばき 父

14年ほど前、他の都市からいろいろとありまして、心機一転京都にやってきました。

当時、短っ子がじゅらく保育所に通い、そして、現在、わが子がじゅらくに通っています。上の娘から足掛け8年になりました。うか…。

その間、保護者会会長もさせていただき、保育所行事にあれこれ参加しました。

思うにじゅらくの魅力は、広く賛成たりのよい園庭、職員と保護者の関係、地域性とあげればいくらでも出でます。あつ、毎年の文集へのみなさんの黒い入れもそう！とにかく、ここ(じゅらく)が好きだあ…。

さて、民間移管について委員をしていて思うこと(委員じゃなくても感じるけど…)

いろいろなことを考えると、京都市がいっていることに疑問や矛盾を感じずにはいられません。

例えば「市営保育所は民間保育所に比べてコストが高い」ということ。

子育てのしやすい街が必要とされているのに、京都市としては「民間がするから知りません」や「お金がかかるんで保育所は減らします」っていうのはどうなのよ…と思ってしまうのです。

日本酒で乾杯！なんていってる場合  
じゃないよって思いながらも、今夜もまた淀の酒で一杯って感じです。(ほんとは新潟のお酒が好きなんだけど…ね)



## 民間移管対策委員会より情報発信中！

民間移管対策委員会は、じゅらく保育所保護者会活動のひとつとして、民間移管に関する対応や本紙「たけうま」の発行のほか、活動の内容や民間移管に関する情報を随時発信しています。

情報の受け取りを希望される方は、下のアドレスに保護者の方のお名前と「メール希望」と記したメールをお送りいただければ、対策委員会のスケジュールや最新情報をお知らせします。ご質問やご意見も、こちらのアドレスへどうぞ。たくさんのご登録をお待ちしています！

### ▼メールアドレス

[juraku\\_ikantaisaku@outlook.jp](mailto:juraku_ikantaisaku@outlook.jp)

携帯電話からはアドレス入力不妥のQRコードが便利です

### ▼登録用メールアドレス QRコード



お使いの携帯電話で「バーコードリーダー」(またはQRコード読み取り)を起動させ、左のQRコードを読み取ってください。

読み取り完了後、メールソフトに送信アドレスが入力されますので、保護者の方のお名前を入れて送信してください。

※一部、携帯電話用メールアドレスでは、読み取りいたいたメールアドレスができない場合があります。等の個人情報は、民間移管対策委員会で厳重に管理し、民間移管する場合などその場合は、全ての使用登録に関する情報は情報以外の目的をもめないとします。

お問い合わせください。

## じゅらく保育所へのいろんな「思い」「想い」募集中！

### 「たけうま」で皆さんの思い・想いを発信しませんか？

じゅらく保育所への思いや思い出、じゅらくの保育について、子どもたちの将来・未来について…どんなことでも結構です。どしどし投稿ください。お子さんの楽しくかわいい絵でもOKです。

みなさんからいただいた内容は「たけうま」で紹介させていただきます。

ペンネームやイニシャルを添えて投稿は職員室前の「民間移管対策委員会宛BOX」まで！

たくさんの投稿をお待ちしています。

### 編集後記

早い！しかし言葉がなくなるほど暑いですね…

去年の8月20日、京都市の民営化方針が発表されたショックは、昨日のことのように鮮明に覚えています。感情だけでも、保育園には伝わらないけれど、根っこに「私の気持ち」があります。きっと誰もが子育ての喜びや悩みを打ち明けてきた、大切な保育所。まだ、来年も再来年も大切な保育所です。夏のこどもは特別！この夏もこどもたちがぐーーん！と青づけ、何にも替えがたいしあわせですね。大人は…猛暑、お見舞い申し上げます！ れもんじ むぎ 父

あれから1年…

京都市内の民間園で起こった悲しい事故、そしてじゅらくが移管対象となったと発表されてからかれこれ1年が経とうとしています。この1年で起きたこと、やったことをあれこれ振り返っています。思うに行政の対応ってこんなもんなの？ということばかり。もうちっとも悪くやるとか市民の感情・感覚を考えればやううがあるんじゃないかなあと思えてなりません。担当している人たちだって人の親だったりするんだろうし…何ともつかないなあ…。 れもん つばき 父



# たけうま

2015年9月28日発行  
京都市立保育所民間移管対策委員会

Vol.9

## ～8月19日(水)説明会(意見交換会)が行われました～

京都市からの6回目の民間への移管に関する説明会が行われました。

今回はみなさんへの案内が「説明会」から「意見交換会」となっていましたがお気づきになられましたか？今回の『たけうま』では、その際の様子や、次回の説明会(意見交換会)に向けての内容を中心にお届けします。

### 回回回～ 第6回 説明会(意見交換会)の内容報告～回回回

#### ① 説明のない

「意見交換会」の案内について

これまで十分な回答・説明のないまま、いきなり「意見交換会」と名称が変わった案内が届き、混乱している。

[京都府から]

内容はこれまでと変わらないが、次回の説明会(意見交換会)にて、名前を変更した理由について説明した資料を配布する。

#### ② 第4回説明会(5月29日)の「摘要」の不備について

以前配布された第4回説明会の「摘要」は、京都市から説明された内容が全く記載されていないので、補足の上、出してほしい。

[京都市から]

補足して再度配布する。

#### ③ 障害を持つ子どもたちの保育について

虐待を持つ子どもたちに対してこれまで市営保育所が行ってきた正直や支援は、移管後はどういう形で保障されるのか？

[京都府から]

京都市として対応要領を作成するなかで、移管先法人に虐待・支援を義務づけるかどうかを検討したい。

#### ④ 移管後に生じた問題に対する京都市の責任について

移管後に事故や問題が生じた場合、京都市はどこまで責任を持つのか？また、事故を起こさない体制作りを京都市としてどのように保障するのか？

[京都市から]

検討の上、改めて回答したい。

京都市は「聚楽保育所の保育を引き継ぐ」ことを約束していますが、そのためにも確認しておくことがまだたくさんあります。引き続き説明を求めていきます。

### ▶ 次回説明会(意見交換会)は10月5日(月)19:00～です

- 次回の説明会(意見交換会)では次のことを確認していきます。

これまでに説明が不十分なままの項目についての説明



移管で生じる問題に対する京都市の責任についての確認



保育所運営費を理由とする民間移管の問題点について



「個々の子どものメリットよりも全体のメリットを優先する」発言について



このほか、気になることを直接質問できる機会です。  
多くのかたのご参加をお待ちしております。

## 「京都市聚楽保育所の存続を求める署名」にご協力ください

聚楽保育所保護者会では現在、民間移管方針の見直しを求める署名を募集しています。各クラスと職員室前に署名回収用の袋・箱を設置していますので、ご協力ください。また、追加の署名用紙も置いています。

署名は全部で3期（第1次：9月30日 第2次：10月31日 第3次：11月30日）に分けて集めていきます。

### 声なき声を「見える化」する

聚楽保育所ではこれまで、京都市による説明会が何度か開催され、民間移管対策委員会からいろいろな疑問や意見、要望を京都市に伝えできました。

しかし、保育所に関わる私たち一人ひとりが、民間移管（民営化）に対してはっきりと意思（思い）を表示する機会はありませんでした。

一人ひとりがどんな「思い」を持っていても、声を上げる機会がないと、その「思い」は「なかったこと」になってしまいます。

署名は、そうした一人ひとりの声を具体的な「数」として、見える形で示すための方途のひとつなのです。

私たちが保育所の大切さに気づき、聚楽保育所をこのまま存続させたいと願えば、署名という形でその「思い」を示すことができます。多くのかたが賛同してくだされば、その「思い」が決して不当なものではないという「根拠」になります。

ぜひご協力をお願いいたします。

### 行動すれば「何か」が変わる

たくさんの署名が集まれば、行政や議会も「無視できない声」に耳を傾けるようになります。決められたスケジュールを一方的に進めるのではなく、交渉の席に着き、時に譲歩したり計画を改めたりするなど、その施策にも影響を与えていきます。

また、行政の職員や市議会議員のなかにも、京都市の進め方に疑問を持つ人は多くいます。たくさんの署名は、そうした人たちを励まし、勇気づけ、より長い提案や決定に導くための後ろ盾にもなるものです。

すべては、私たち一人ひとりが声を挙げて、初めて実現するものです。聚楽保育所をこのまま存続させたいという私たちの「思い」をはっきりと示すため、たくさんの方々にご賛同をいただき、できるだけ多くの署名を集めたいと思います。



## 秋まつりにブースを出します

保護者会主催の秋まつり（10/18）に出店します

10月18日に行われる、じゅらく保育所の秋まつりに民間移管対策委員会で出店します。

保育所生活で役立つグッズやホットドッグなどを販売する予定です。

売り上げは民間移管対策委員会の活動の費用として使わせていただきます。

多くのかたのご来店をお待ちしております。



お

## 民間移管対策委員会より情報発信中！

民間移管対策委員会では、活動の内容や民間移管に関する情報を随時発信しています。

情報の受け取りを希望される方は、下のアドレスに保護者の方のお名前と「メール希望」と記したメールをお送りください。対策委員会のスケジュールや最新情報をお知らせします。

ご質問やご意見も、こちらのアドレスへどうぞ。たくさんのご連絡をお待ちしています！

### ▼メールアドレス

[juraku\\_ikantaisaku@outlook.jp](mailto:juraku_ikantaisaku@outlook.jp)

携帯電話からはアドレス入力不要のQRコードが便利です

▼登録用メールアドレス QRコード



お使いの携帯電話で「バニードリーダー」またはQRコード読み取りを始めさせ、左のQRコードを読み取ってください。

読み取り完了後、メールソフトに送信アドレスが入力されますので、保護者の方のお名前を入れて送信してください。

※一部、携帯電話用メールアドレスでは、読み取らなかったりメールアドレスが変化しない場合があります。個人情報は、民間移管対策委員会（ビオトープ）を上級保護している場合は、PCでの受信を希望する場合は、専用帳號以外の目的で使用しないことをお約束いたします。

## 編集後記

秋ですね…

「暑さ寒さも彼岸まで」なんて言葉がありますが、今年は9月に入ったらなんだか急に涼しくなりお彼岸を過ぎた今、もうすっかり秋の様子です…さて、そんな中でも子どもたちが今日も元気に園庭で楽しんでいます。そんな園庭に誕生した「ビオトープ」。ここ、じゅらく保育所の

名物になりますように！そして、この「ビオトープ」がずっと「じゅらく保育所」のものでありますように！彼岸に向けてそんな悲願をもつたりするのでありました…。れもん つばき 父



# たけうま

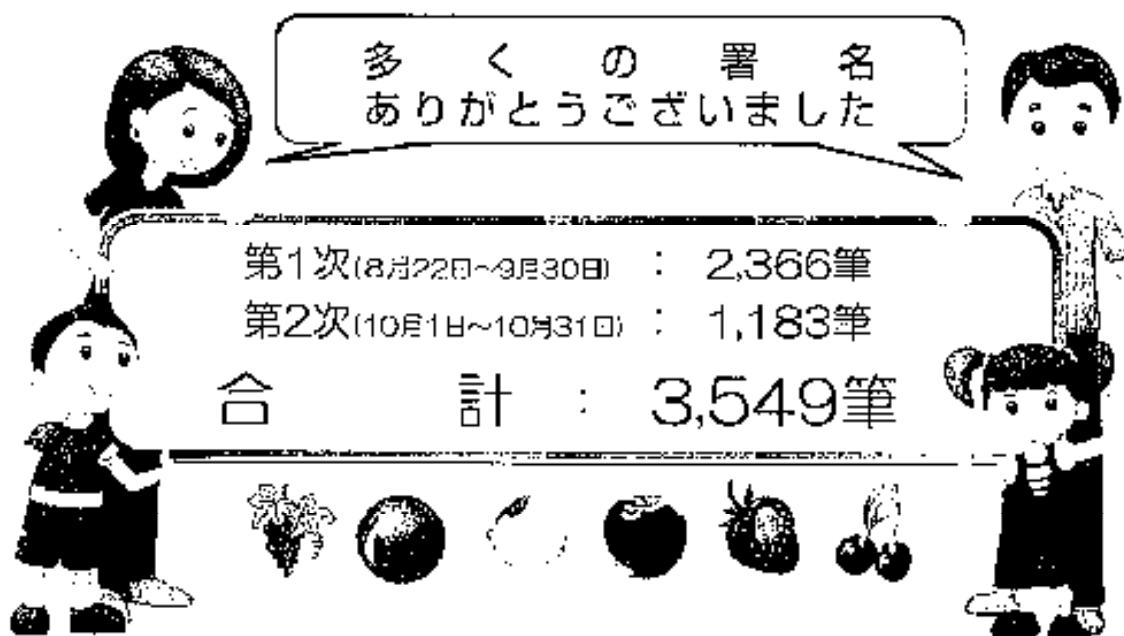
2015年11月17日発行  
京都市聚楽保育所民間移管対応委員会

Vol.10

## ～署名報告～

8月22日の夏まつり当日より 募集を開始した「京都市聚楽保育所の存続を求める署名」は、おかげさまで10月末の第2次締め切りまでに多くの署名をいただきました。

## ～ここまでのご報告～



聚楽保育所の周辺や市立保育所の保護者の方だけでなく、民間保育園の保護者の方や保育士さんをはじめ、全国各地から多くの方々に署名をいただきました（海外在住の日本国籍の方や日本在住の外国籍の方からも）。

引き続き、第3次募集をおこなっています。第3次募集の期間は11月30日（月）までです。  
その後、第1次募集・第2次募集で集まった署名と合わせて、京都市への要望として提出する予定です。

ぜひ、お知り合いの方、ご隣戸の方にもお声かけいただき、多くの方々のご賛同を得られるようご協力をお願いいたします。

～署名用紙は各クラスの入り口に設置しています～

▶ 次回説明会(意見交換会)は 11月 20日(金) 19:00～です

- 次回の説明会(意見交換会)では前回に引き続き、次のことを確認していきます。

障害を持つ子どもたちの保育について

保育所運営費を理由とする民営化の是非について

聚楽保育所の保育内容の評価とその維持について

できるだけ多くの方々に参加いただきたいと思います。  
そして、率直な意見、質問をしてください！

# 知りたい！保育所（園）の運営のヒ・ミ・ツ！

## みんなが平等に保育を受けられるような仕組みがとられています

児童福祉法という法律の第24条では、

- 保護者が仕事や病気等の理由で子どもたちの保育を必要とする場合、市町村が保育所において保育しなければならない

と定められています。つまり、市町村には必要とされる保育を提供する責任があるということです。

そのため、認定保育所のように市町村が直接保育所を運営する（公営保育所）場合はもちろん、民間の社会福祉法人等が経営する保育園も、本来、保育に責任を負わなければならぬ市町村から保育所の運営を委託されたという形をとっています。これが認可保育所（園）です。

認可保育園は福祉施設なので「誰でも利用できる」ことが原則です。

そのため、皆さんのが毎月支払っている保育料には世帯収入に応じて違いが生じます。

その不足分をカバーするのが市町村などからの補助金です。

民間保育園も、市町村から運営を委託されているので、保育料に加えて、市町村などから運営のための補助金が当されています。

こうして、認可保育所（園）の収入額は一定になる仕組みになっています。



## きまった収入に対して人件費が7～8割かかる

しかし、民間保育園の場合、事業を継続していくためには利益を出すなくてはなりません。保育所（園）運営費のうち7～8割は保育士さんや職員さんの人件費です。

一般的に、人手・人件費を優先して保育園を運営すれば収入に対する利益率は5%程度だとどまると言われています。

これに対し、利益率の高い保育園の場合、保育士さんの給与をはじめとする人件費が近く抑えられたり、厳しい労働条件に置かれたりする場合もあるようです。

民間保育園の保育士さんの平均勤続年数が公営保育所に比べて短く、平均年収が低いのも納得できますね。

こうした背景があるなかで、京都市は「市営保育所が民間保育園と比べて高コストになっている」ことを理由に、市営保育所の民営化を進めようとしています。

これは「保育の質」を維持するため必要な人件費などに掛かる費用を「コスト」と捉え、市営保育所に比べてより厳しい状態に置かれるがちな民間保育園の労働条件を「適正」とみなしているということです。

## 必要なところには必要なものを

「保育の質」の根幹は、何よりもまず必要な人員を配置することによって支えられます。京都市は「民営化で保育所の運営費を効率化できる」と説明していますが、民間保育園においても市営保育所と同じだけの「保育の質」を保証するためには、当然、補助金等によって市営保育所と同程度の費用をかけなければならないのではないかでしょうか。

【参考文献】小林英若「ルート保育問題」（左近新書、2015） 近藤佳作「女育とは何か」（岩波新書、2014）

## 民間移管対策委員会より情報発信中！

民間移管対策委員会では、活動の内容や民間移管に関する情報を随時発信しています。

情報の受け取りを希望される方は、下のアドレスに保護者の方のお名前と「メール希望」と記したメールをお送りください。対策委員会のスケジュールや最新情報をお知らせします。

ご質問やご意見も、こちらのアドレスへどうぞ。たくさんのご登録をお待ちしています！

▼メールアドレス

[juraku\\_ikantaisaku@outlook.jp](mailto:juraku_ikantaisaku@outlook.jp)

携帯電話からはアドレス入力不要のQRコードが便利です

▼登録用メールアドレス QRコード



お使いの携帯電話のバーコードリーダー（またはQRコード読み取り）を起動させ、左のQRコードを読み取ってください。

読み取り完了後、メールソフトに送信アドレスが入力されますが、受講者の方のお名前を入れて送信してください。

※一部、携帯電話用メールアドレスでは、読み取りいたがったメールアドレスが受信いただけない場合があります。  
その場合は、民間移管対策委員会で直面に苦慮し、民間移管に反する懇親会以外の目的で使用しないことをお約束いたします。

の個人情報は、民間移管対策委員会で直面に苦慮し、民間移管に反する懇親会以外の目的で使用しないことをお約束いたします。

## 編集後記

さて今年もあと…

気がつけば11月も既ん中を越えました。残すところ、2015年も10日ちょっと…。年々過ぎるのが早く感じられるようになってきました。こうやって、あつという間に「その日」はやってくるのかなあ…。ヨーロッパの問題じゃないとは思うけど、保育士や福祉事務従事者の待遇はひ

どいよな…と、これをまとめながら感じています。何度も言いますが子どもは国の宝。じいさんはあさんも、これまでの国を作ってくれた國の宝。そういった人たちが必要としているものに従事する人たちに対する待遇がこれじやあ…あんまりにも切ないなあ。れもん つばき 父



# たけうま

2016年5月2日発行  
聚楽保育所・民間移管対策委員会

## 緊急号外

- 新年度も1ヶ月がすぎました。子どもたちも保護者の皆さんも、新しいクラスに慣れてきたころでしょうか。
- しばらく発刊をお休みしていた聚楽保育所・民間移管対策委員会のニュースレター「たけうま」。じゅらく保育所の民営化（民間移管）に向けた移管先法人の選定・審査が予定されている今年度も、民間移管に関する情報を保護者の皆さんにお届けします。
- 第11号は近日中の発行を予定しています。それに先だって、今回は「緊急号外」を発行しました。じゅらく保育所の民間移管に関する大切なお知らせです。ぜひお読みください。

### 大切なお知らせ その1

## 第1回 移管先選定部会が開催されます

じゅらく保育所の民営化（民間移管）にあたって、移管先法人を募集するための要項や選定基準を作成し、移管先の審査・選定をおこなうのが、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会の「市立保育所移管先選定部会」です。

じゅらく保育所の保護者会と民間移管対策委員会ではこれまで、民間移管についての問題点や保護者の具体的な不安の数々を京都市に伝えできました。それらが、募集要項や選定基準の作成にどのように活かされるのでしょうか。また、これから審査・選定にどのように反映されるのでしょうか。

いよいよ2016(平成28)年度第1回移管先選定部会が開催されます。この選定部会は誰でも参加することができます。選定部会が「形ばかりの審査」や「安易な選定」をおこなうことがないよう、当事者である保護者がしっかりと見守っていただきたいと思います。

皆さんお忙しいとは思いますが、保護者の関心の高さをアピールするためにも、ぜひ傍聴にお集まりください！

**日 時：5月9日(月) 18時30分～20時30分**

**場 所：こどもみらい館 4階第1研修室**

京都市中京区鶴之町通竹屋町下る楠町601-1

**傍 聴：定員 20名 (事前申込不要)**

※ どなたでも旁聴できます。

※ 当日の18時より登録が開始されます。

※ 希望者多数の場合は抽選になります。



裏面：大切なお知らせ その2／今年度入所された保護者の皆さんへ

## 大切なお知らせ その2

# 緊急の民間移管対策委員会を開催します

表面でお知らせしました通り、京都市は5月9日（月）に2016（平成28）年度第1回市営保育所移管先選定部会の開催を予定しています。じゅらく保育所の民営化（民間移管）に向けた手続きがいよいよ開始されます。

これをうけて、聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会では5月6日（金）19時から緊急の対策委員会を開催します。

じゅらく保育所の民間移管に対する保護者の皆さんとの様々なご意見を集めて、京都市や選定部会に届けたいと思います。

どなたでもご参加いただけます。

ぜひたくさんの方々にお集まりいただきますよう、お願いいたします！

### ◆ 緊急 民間移管対策委員会 ◆

日 時：**5月6日（金）19時～20時30分頃**

場 所：じゅらく保育所（部屋は決まり次第お知らせします）

※ 5月22日（金）に京都市より連絡があった「市営保育所における独自オペレーションの見直しについて」（市営保育所の運営、市外保育における交通料金・お旅費の公費負担、企画立案委嘱会（今後入所制度の検討）への対応について）を話し合います。

## ★ 今年度より入所された子どもたちの保護者の皆様へ ★

- はじめまして。聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会です。
- 聚楽保育所は現在、京都市が直接運営する市営保育所ですが、京都市は2018（平成30）年度より民間の法人等に運営を移管し民営化（民間移管）する方針を示しています。
- 聚楽保育所保護者会ではこれに対し、2014（平成26）年10月に民間移管対策委員会を発足させました。民間移管対策委員会ではこれまで、京都市による保護者説明会等の機会を通じて民間移管の是非を問うとともに、聚楽保育所の保育水準・内容の継承をはじめ、すでに民営化を実施した保育所における子どもたちへの影響や負担等の検証の実施、移管先法人の選定の際の最低基準の整備・導入等を京都市に要望してきました。
- また、保護者の皆さんに民間移管に関する情報を届けるため、学習会を開催したり、ニュースレター『たけうま』を発行したりしています。
- 「たけうま」今号でお知らせいたしました通り、今年度より移管先の選定に向けた具体的な手続きが開始されようとしています。保護者の皆さんには聚楽保育所の今後の姿について様々なご意見や疑問・不安等をお持ちではないでしょうか。民間移管に関するご意見・ご質問等は民間移管対策委員会のメール（[juraku\\_icantansaku@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp](mailto:juraku_icantansaku@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp)）へお寄せください。
- また、定期的に民間移管対策委員会を開催しています。どなたでもご参加いただくことができますので、安心をお持ちの方はぜひお集まりください！